

平成 14 年 8 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 佐藤 真良

実務対応報告公開草案第 3 号「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い(案)」に対するコメント

記

本案では、経過措置の適用を受ける場合についても受けない場合についても、中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、一定の場合は、「当中間会計期間から 法人税等調整額を計上することができるものとする」とされている。これを、選択可能な処理ではなく、「当中間会計期間から 法人税等調整額を計上するものとする」と強制処理にすべきである。その理由は、以下のとおりである。

1. 連結納税の承認は、みなし承認を伴う制度なので（法人税法第 4 条の 3 第 4 項等）中間決算日までに承認を受けているか否かは形式的なものであり、会計処理の決定要因として重要な意義がないこと。
2. 当事業年度あるいは翌事業年度より連結納税制度を適用することが明らかな場合には、それを前提として、繰延税金資産の回収可能性を検討するなど税効果会計処理を行うのが、「税効果会計に係る会計基準」の根拠となっている資産・負債アプローチに適合していると考えられる。また、「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」では、改正税法が決算日までに公布されており、将来の適用税率が確定している場合は、改正後の税率を適用するとしている（第 18 項）。本案における中間決算日までに連結納税の承認を受けていないが一定の条件に該当する場合には、税率の変更というわけではないが、この第 18 項の状況と実質的に同様の状況と解釈すべきこと。

以 上